

登園許可証

学校法人 野間幼稚園 園長 様

氏名

(平成・令和 年 月 日生)

病名

[]

上記の園児は、主要症状が軽快し集団生活に支障がないと認め

られますので、 年 月 日より登園を許可します。

医療機関名

医師名

出席停止の期間の基準

※いずれの疾患も、出席停止解除は医師の判断が必要です。

病名	期間の基準
インフルエンザ	発症した次の日から5日を経過し、かつ解熱した次の日から3日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (ムンプス、おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した次の日から5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化するまで
咽頭結膜熱(プール熱) (アデノウイルス感染症)	主な症状(発熱、咽頭発赤、眼の充血)が消えたあと、2日を経過するまで
結核	排菌なく、症状により伝染のおそれがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157.026、0111等)	医師が伝染のおそれがないと認められるまで
流行性角結膜炎(はやり目)	医師が伝染のおそれがないと認められるまで
急性出血性結膜炎	医師が伝染のおそれがないと認められるまで
手足口病・ヘルパンギーナ	医師が認めるまで
伝染性膿痂疹(とびひ)	医師が伝染のおそれがないと認められるまで
伝染性紅斑(りんご病)	発疹のみで全身状態のよい者は登園可 (発疹期:既にウイルス排泄され感染力は消失)
溶連菌感染症	抗菌薬投与後、24~48時間経過していること
流行性嘔吐下痢症 (ウイルス性腸管感染症)	嘔吐、下痢症状が治まり、普段の食事が出来れば登園可
マイコプラズマ肺炎	治療後、全身状態の良いものは登園可

登園許可証の必要な病名一覧

第2種	・インフルエンザ・百日咳・麻疹(はしか)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・結核 ・風疹(三日はしか)・水痘(水ぼうそう)・髄膜炎菌性髄膜炎 ・咽頭結膜熱(プール熱)(アデノウイルス感染症)
第3種	・流行性角結膜炎(はやり目)・急性出血性結膜炎・腸管出血性大腸菌感染症
第3種 その他	・感染性胃腸炎・溶連菌感染症・手足口病・伝染性紅斑(りんご病) ・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ感染症・RSウイルス・A型・B型肝炎 ・アタマジラミ・伝染性軟属腫(みずいぼ)・伝染性膿痂疹(とびひ)・突発性発疹